

平成30年度 対馬市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成31年 2月25日(月) 午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	4番 畑島孝吉
5番 小宮一人司	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (2人)

吉野敏 春田新一

4. 欠席委員 (1人)

3番 福島とよか

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第29号 非農地通知について
議案第30号 非農地証明書交付願について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	庄司智文
農業委員会事務局局長補佐	永留潤也
農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長	安藤智教

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。2月も残すところわずかになり、一雨ごとに暖かさがまし、春の気配が感じられる季節となつてまいりました。委員皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。

本日の総会は、9回目の農業委員会総会になります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今から、平成30年度、対馬市農業委員会第9回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。なお、農地利用最適化推進委員、2名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、6番の小宮貞司委員、8番の岡村高史委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは議案書の1ページをお開き下さい。議案第28号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑2筆、面積は827平米を売買して、駐車場用地及び店舗用地に転用するものであります。位置図、写真、配置図等を2ページから7ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん、同町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の株式会社〇〇、代表取締役、〇〇さんに、〇〇さん所有の同町〇〇の畑4筆、面積810平米、〇〇さん所有の同町〇〇の畑1筆、面積264平米、合計筆数5筆、合計面積1,074平米を賃貸借して、駐車場用地に転用するものであります。位

置図、写真、配置図等を8ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(18番 推進委員挙手)

18番 吉野 敏推進委員

番号1について説明を致します。2月の20日の日に市役所の安藤さん、また、行政書士の〇〇さんと3人で現地に行き、確認を致しました。確認を致しましたところ、周囲は山林に囲まれておりまして何ら問題は無いものと思われまますので、よろしくご審議の程お願い申し上げたいと思います。説明を終わります。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

28番 春田新一推進委員

皆様おはようございます。議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、私、地元委員から説明をさせていただきます。現地確認を2月の21日、3時半から代理人の行政書士〇〇氏と振興部担当の國分係長と私と3名で現地を確認致しました。先程も局長の方から話もありましたが、本件申請者は〇〇町の〇〇 〇〇番地の〇〇、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇氏。氏が主として土木工事、または水道工事等の建設事業をなされております。役員、従業員数が24名ということで、全員が自動車通勤という事になっており従業員の駐車場が足りないという事で今回賃貸の申込であります。事業用車両の車庫用地と車或いは事業用の道具等の置かれる所を借りたいという事で、9ページから11ページを参照いただければ分かりますように、特に11ページには土地利用計画図が有りますのでご参照いただきたいと思います。そういうところで本件は農地であります。平成2年ぐらいから後継者不足という事で休耕地になっており、地権者の方と交渉した結果、賃貸契約締結が意になったところでございます。以上で説明を終わります。ご審議いただき適正なるご決定を賜りますようお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第28号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして県知事に進達することに決定をいたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして県知事に進達することに決定をいたします。

次に、議案第29号「非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の13ページをお開き下さい。議案第29号、「非農地通知について」でございます。

提案理由、農地利用状況調査（荒廃農地調査）等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するために提案するものであります。

1、非農地通知を発出すると判断される農地。資料1に、1筆ごとの対象農地一覧表を掲載しています。資料2に、1筆ごとの対象農地を図示した位置図としまして写真を掲載しています。

2、対象となる筆数は912筆。

3、対象となる面積は553,301平米でございます。

非農地判断は、提案理由の農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真で確認をしております。資料1、2について説明します。資料1の非農地通知対象農地一覧をお願い致します。表紙の次のページに地区別一覧表を掲載しております。〇〇町の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇〇10地区、〇〇7地区、合計17地区が対象地区でございます。今年度は平成27年度に非農地通知予定地区として長期計画を立てておりました地区を中心に非農地通知を実施したいと思っております。資料1の1ページをご覧ください。1筆ごとの一覧です。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載しております。17ページまでありますのでご参照ください。資料2の非農地通知対象農地位置図をお願い致します。ページは表示しておりませんが、資料1の地区別一覧表の地区順に概ねなっております。また、地区名を上段余白部に表示しております。青色の線に囲まれた黄色の所が非農地通知対象農地です。最初の1ページの〇〇1から最終ページの〇〇2まで19枚の航空写真を綴っております。担当地区の確認をお願い致します。

対馬市には、このような土地が2万筆弱あると思われませんが、一括での処理が困難なため、年次計画にそって取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

局長さんにお尋ねをいたします。これは旧町単位でやっている訳ではない訳でしょう。あのう、〇〇とかいろいろあるじゃないですか。予定はどうなってるんですか。

(事務局長挙手)

事務局長

畑島委員さんの質問にお答えしたいと思います。先程も申しましたように、平成27年にですね平成34年までの非農地通知予定地区として計画を立ててあります。各町単位ではなくて、各町の地籍調査が終わった所を主にやってるといふかたちですね、現地で地籍調査の地図を見て確認ができるという所を27年に選定してあるみたいなんです。その後、全部が終わらないと思いますので、随時また計画を立てて行きたいと思っております。だから、今回も〇〇町と〇〇町、ひとつの町ばかりではないという事で、ご理解をいただければと思います。昨年と一昨年は、中間管理事業を実施する箇所を主にやった経緯があります。でも今後はこの計画に沿ってやって行きたいと思っております。よろしくお願い致します。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

あの、地籍調査、うちの場合ですよ。〇〇でも一番最後やとですね。もう完全におらん訳ですけど私も。いやいや冗談抜きしてね、最後いう事でおらんとですよ。大変なことだなと思って、農業委員会関係ない訳ですけど。境界も全くわからんようになる。我々がおる間に何とかなるかなというそういう感じで、畑にしてもですねそういうかたちになるんじゃないかな。懸念をしておる訳ですけど、あきらめております。終わります。

(事務局長挙手)

事務局長

多分、27年にはですね、地籍調査が終わって、現地に行ったらこれが何番の土地なんだとはっきり分かって、確実にできる所をしていってると思うんですよ。地籍調査でも現地を見た時に、地主さんがこれは山林に変えてくださいという事であれば、25年に農業委員会との協議で変えていいですよと判断をされますので、地籍調査がある時には山林に変えております。でも、その時にまだ山林に変えてもらいたくないという方もいらっしゃいますのでそういう所は農業委員会でも適正な農地を残すという事で判断をさせて頂きたいと思っております。地籍調査ばかりの所でも、そういう訳にはいきませんので、先ほど言われた〇〇もですね順番が回って行ったら、委員さん方が判断された農地については非農地通知を発出したいと思っております。以上です。

議長

他にございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否をお諮りいたします。

議案第29号につきまして、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり通知することに決定いたします。

次に、議案第30号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の14ページをお開き下さい。議案第30号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇 〇〇番〇〇の畑、1筆、面積は663平米でございます。位置図、写真等を15ページから19ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

28番 春田新一委員

ただ今提案されました議案第30号、非農地証明交付願いについて地元委員の説明を致します。現地確認を2月21日の3時から代理人の行政書士〇〇氏と振興部担当國分係長と私と3名で確認を致しました。議案書の15ページから19ページをご参照いただければ分かりますように、申請地は農地であるが地盤の状況等が耕作に不向きな事などから、昭和20年頃から耕作放棄となり建物が建築されていましたが、昭和64年頃の国道の拡幅工事に伴い既存の建築物は解体され、現在は写真を見てもらえば分かりますように新しくはなっております。以上ご審議いただきますようよろしくお願いを致します。

議長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。ご質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第30号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見ご質問がないようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。
本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第9回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。